

報告第11号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月19日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年6月3日午前9時50分ごろ、渋川市行幸田351番地1 渋川警察署駐車場に隣接している市有地において、建設交通部土木管理課職員が草刈り作業をしていたところ、刈払機の刃が当該駐車場のフェンスに接触し、当該フェンスを破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月30日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 渋川市行幸田351番地1 渋川警察署長 小林弘行

- (1) 甲は乙に対し、フェンス修理費33,000円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

33,000円